

## 令和7年11月定例会主要事項について（条例案件）

### 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

#### （1）改正概要

令和7年10月6日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料月額、初任給調整手当の最高支給限度額及び支給期間、通勤手当の額、宿日直手当の最高支給限度額、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに義務教育等教員特別手当の最高支給限度額を改定する等所要の改正を行う。

#### （2）改正内容（教育委員会関係）

##### ア 岡山県職員給与条例

###### ① 給料月額の改定

- ・現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。
- ・教育職給料表（一）及び教育職給料表（二）の適用を受ける職員に係る給料月額に加算する額を次のように改める。

区分	現行	改定後
教育職給料表（一）	3級 7,700円	3級 11,500円
		4級 3,800円
教育職給料表（二）	3級 7,500円	3級 11,500円
		4級 4,000円

###### ② 義務教育等教員特別手当の改定

義務教育等教員特別手当の最高支給限度額を月額8,600円（現行8,000円）に改めるとともに、義務教育等教員特別手当の月額は等級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、等級）の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定めることとする。

##### イ 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例

###### ① 給料月額の改定

- ・現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。
- ・小学校・中学校教育職員給料表の適用を受ける職員に係る給料月額に加算する額を次のように改める。

区分	現行	改定後
小学校・中学校 教育職員給料表	3級 7,500円	3級 11,500円 4級 4,000円

###### ② 義務教育等教員特別手当の改定

（2）ア②のとおり

###### ③ 多学年学級担任手当の廃止

## ウ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

### ① 教職調整額の支給額の改定及び経過措置

教職調整額を給料月額の 100 分の 4 に相当する額から給料月額の 100 分の 10 に相当する額に改め、令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日までの間における教職調整額について、次表のとおり経過措置を定める。

期間	支給額
令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	給料月額の 100 分の 5
令和 9 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	給料月額の 100 分の 6
令和 10 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	給料月額の 100 分の 7
令和 11 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	給料月額の 100 分の 8
令和 12 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	給料月額の 100 分の 9

### ② 指導改善研修被認定者等の取扱い

- 教職調整額の支給対象となる教育職員から、指導改善研修被認定者を除く。
- 教育職員が心身の故障等により休職（公務上の負傷等によるものを除く。）にされたときは、教職調整額から給料月額の 100 分の 2 に相当する額を減じることとする規定を削除する。
- 正規の勤務時間を超える勤務等を命じないものとする教育職員から、指導改善研修被認定者を除く。

### （3）施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

なお、（2）ア①及びイ①のうち、現行の給料表の改正については公布日から施行する（令和 7 年 4 月 1 日から適用）。

## 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	令和 7 年 10 月 6 日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料月額、初任給調整手当の最高支給限度額及び支給期間、通勤手当の額、宿日直手当の最高支給限度額、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに義務教育等教員特別手当の最高支給限度額を改定する等所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	令和 7 年度 11 月補正予算案に計上予定
備 考	

## 別 紙

### 1 岡山県職員給与条例の一部改正

#### (1) 給料月額の改定

ア 現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。

イ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員に係る給料月額に加算する額を次のように改める。

3級	7,700円	→	3級	11,500円
			4級	3,800円

ウ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員に係る給料月額に加算する額を次のように改める。

3級	7,500円	→	3級	11,500円
			4級	4,000円

#### (2) 初任給調整手当の改定

ア 初任給調整手当の最高支給限度額を次のように改める。

区分	月額	
	現行	改定後
行政職給料表又は医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師	416,600円	417,600円
行政職給料表及び医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師	51,600円	52,100円

イ 獣医師に係る初任給調整手当について、最高支給限度額を月額5万円から月額6万円に、支給期間を15年以内から20年以内に改める。

#### (3) 通勤手当の額の改定

交通用具使用者のうち自転車のみを使用する職員以外の職員に係る通勤手当の額を次のように改める。

2,000円～53,200円	→	2,000円～66,400円
----------------	---	----------------

#### (4) 宿日直手当の改定

宿日直手当の最高支給限度額を次のように改める。(( ))内は、執務時間が執務が通常行われる日の2分の1に相当する時間である日の退庁時から引き

続いて行われる場合の最高支給限度額)

区分	現 行	改 定 後
通常の宿日直勤務（勤務1回につき）	4,400円 (6,600円)	4,700円 (7,050円)
人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務（勤務1回につき）	7,400円 (11,100円)	7,700円 (11,550円)
常直的な宿日直勤務（月額）	22,000円	23,500円

(5) 期末手当及び勤勉手当の改定

ア 令和7年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合

令和7年12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。

(( )) 内は、特定幹部職員の支給割合)

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

区 分	現 行	改 定 後
期末手当	100分の125 (100分の105)	100分の127.5 (100分の107.5)
勤勉手当	100分の105 (100分の125)	100分の107.5 (100分の127.5)

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

区 分	現 行	改 定 後
期末手当	100分の70 (100分の60)	100分の72.5 (100分の62.5)
勤勉手当	100分の50 (100分の60)	100分の52.5 (100分の62.5)

イ 令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。(( )) 内は、特定幹部職員の支給割合)

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

区分	支給期	令和7年度	令和8年度以降
期末手当	6月	100分の125 (100分の105)	100分の126.25 (100分の106.25)
	12月	100分の127.5 (100分の107.5)	100分の126.25 (100分の106.25)
勤勉手当	6月	100分の105 (100分の125)	100分の106.25 (100分の126.25)
	12月	100分の107.5 (100分の127.5)	100分の106.25 (100分の126.25)

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

区分	支給期	令和7年度	令和8年度以降
期末手当	6月	100分の70 (100分の60)	100分の71.25 (100分の61.25)
	12月	100分の72.5 (100分の62.5)	100分の71.25 (100分の61.25)
勤勉手当	6月	100分の50 (100分の60)	100分の51.25 (100分の61.25)
	12月	100分の52.5 (100分の62.5)	100分の51.25 (100分の61.25)

(6) 義務教育等教員特別手当の改定

義務教育等教員特別手当の最高支給限度額を月額8,600円（現行8,000円）に改めるとともに、義務教育等教員特別手当の月額は等級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、等級）の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定めることとする。

## 2 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正

- (1) 保健所に勤務する職員で、精神障害者等の調査、鑑定、鑑定の立会い又は移送の業務に従事したものに係る特殊勤務手当の支給額を改める。

日額 290円 → 日額 600円

(2) 食肉衛生検査所に勤務する職員で、専ら獣畜のと殺又は解体の検査等の業務に従事するものに係る特殊勤務手当を廃止する。

(3) 動物愛護センターに勤務する職員で、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲等の作業に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるものに係る特殊勤務手当を廃止する。

### 3 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正

#### (1) 給料月額の改定

ア 現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。

イ 小学校・中学校教育職員給料表の適用を受ける職員に係る給料月額に加算する額を次のように改める。

3級	7,500円	→	3級	11,500円
			4級	4,000円

#### (2) 義務教育等教員特別手当の改定

義務教育等教員特別手当の最高支給限度額を月額8,600円（現行8,000円）に改めるとともに、義務教育等教員特別手当の月額は等級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、等級）の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定めることとする。

#### (3) 多学年学級担当手当の廃止

多学年学級担当手当を廃止する。

### 4 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

#### (1) 令和7年度の期末手当の支給割合の改定

令和7年12月の期末手当の支給割合を次のように改める。

現 行	改 定 後
100分の172.5	100分の177.5

#### (2) 令和8年度以降の期末手当の支給割合の改定

期末手当の支給割合を次のように改める。

支給期	令和7年度	令和8年度以降
6月	100分の172.5	100分の175
12月	100分の177.5	100分の175

## 5 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

- (1) 教職調整額の支給対象となる教育職員から、指導改善研修被認定者を除く。
- (2) 教職調整額を次のように改める。

給料月額の100分の4に相当する額 → 給料月額の100分の10に相当する額

- (3) 教育職員が心身の故障等により休職（公務上の負傷等によるものを除く。）にされたときは、教職調整額から給料月額の100分の2に相当する額を減じることとする規定を削除する。

- (4) 正規の勤務時間を超える勤務等を命じないものとする教育職員から、指導改善研修被認定者を除く。

### (5) 教職調整額に関する経過措置

令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における(2)の教職調整額については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ給料月額の同表の右欄に掲げる割合に相当する額とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

## 6 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- (1) 給料月額の改定

現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。

- (2) 期末手当及び勤勉手当の改定

ア 令和 7 年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合

令和 7 年 12 月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。

区分	現 行	改 定 後
期末手当	100分の95	100分の97.5
勤勉手当	100分の87.5	100分の90

イ 令和 8 年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。

区分	支給期	令和 7 年度	令和 8 年度以降
期末手当	6 月	100分の95	100分の96.25
	12月	100分の97.5	100分の96.25
勤勉手当	6 月	100分の87.5	100分の88.75
	12月	100分の90	100分の88.75

7 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料月額の改定

現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。

(2) 期末手当の改定

ア 令和 7 年度の期末手当の支給割合

令和 7 年 12 月の期末手当の支給割合を次のように改める。

現 行	改 定 後
100分の172.5	100分の177.5

イ 令和 8 年度以降の期末手当の支給割合

期末手当の支給割合を次のように改める。

支給期	令和 7 年度	令和 8 年度以降
6 月	100分の172.5	100分の175
12月	100分の177.5	100分の175

8 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

(1) 基本報酬の額に係る時間単価額の上限額の改定

現行の基本報酬の額に係る時間単価額の上限額を次のように改める。

職種	上限額
事務職	1,650円
教育職（一）	1,780円
教育職（二）	1,770円
研究職	1,760円
医療職（一）	2,290円
医療職（二）	1,650円
医療職（三）	1,870円

(2) 令和7年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

令和7年12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。

区分	現 行	改 定 後
期末手当	100分の125	100分の127.5
勤勉手当	100分の105	100分の107.5

(3) 令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。

区分	支給期	令和7年度	令和8年度以降
期末手当	6月	100分の125	100分の126.25
	12月	100分の127.5	100分の126.25
勤勉手当	6月	100分の105	100分の106.25
	12月	100分の107.5	100分の106.25

## 9 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正

### (1) 給料の上限額の改定

現行の給料の上限額を次のように改める。

職種	上限額
事務職	268,000円
教育職（一）	288,100円
教育職（二）	287,400円
研究職	286,100円
医療職（一）	371,900円
医療職（二）	267,700円
医療職（三）	303,700円

### (2) 令和7年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

令和7年12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。

区分	現 行	改 定 後
期末手当	100分の125	100分の127.5
勤勉手当	100分の105	100分の107.5

### (3) 令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。

区分	支給期	令和7年度	令和8年度以降
期末手当	6月	100分の125	100分の126.25
	12月	100分の127.5	100分の126.25
勤勉手当	6月	100分の105	100分の106.25
	12月	100分の107.5	100分の106.25

10 その他規定の整備を行う。

11 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日（1(1)イ及びウ並びに(6)、3(1)イ、(2)及び(3)、5並びに10の一部は令和8年1月1日、1(2)イ及び(5)イ、2、4(2)、6(2)イ、7(2)イ、8(3)並びに9(3)は同年4月1日）から施行する。
- (2) 1(1)ア、(2)ア、(3)及び(4)、3(1)ア、6(1)、7(1)、8(1)、9(1)並びに10の一部は令和7年4月1日から、1(5)ア、4(1)、6(2)ア、7(2)ア、8(2)及び9(2)は同年12月1日から適用する。

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

(岡山県職員給与条例の一部改正)

第一条 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項第一号中「四十一万六千六百円」を「四十一万七千六百円」に改め、同項第二号中「五万千六百円」を「五万一千百円」に改める。

第十二条第一項第二号ロの表中「七、一〇〇円」を「七、一一〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一一、五〇〇円」に、「一五、八〇〇円」を「一六、六〇〇円」に、「一八、七〇〇円」を「一九、七〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「一二、四〇〇円」を「一五、九〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一九、一〇〇円」に、「二九、一〇〇円」を「三一、三〇〇円」に、「三一、六〇〇円」を「三五、五〇〇円」に、「三四、〇〇〇円」を「三八、七〇〇円」に、「三六、四〇〇円」を「四一、一一〇〇円」に、「三八、八〇〇円」を「四五、七〇〇円」に、「四一、一一〇〇円」を「四九、一一〇〇円」に、「四三、六〇〇円」を「五一、七〇〇円」に、「四六、〇〇〇円」を「五六、一一〇〇円」に、「四八、四〇〇円」を「五九、六〇〇円」に、「五〇、八〇〇円」を「六三、〇〇〇円」に、「五三、一一〇〇円」を「六六、四〇〇円」に改める。

第十八条の二第一項中「四千四百円」を「四千七百円」に、「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同項ただし書中「六千六百円」を「七千五十円」に、「一万千百円」を「一万千五百五十円」に改め、同条第二項中「一一万一千円」を「一一万三千五百円」に改める。

第十九条第二項中「百分の百一十五」を「百分の百一十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百一十五」を「百分の百一十七・五」に、「百分的七十一・五」を「百分的七十一・五」に、「百分的百五」を「百分的百七・五」に、「百分的六十」を「百分的六十一・五」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分的百五」を「百分的百七・五」に、「百分的百一十五」を「百分的百一十七・五」に改め、同項第二号中「百分的五十」を「百分的五十一・五」に、「百分的六十」を「百分的六十一・五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

(省略)

第二条 岡山県職員給与条例の一部を次のように改める。

第八条の三第一項中「あつては十五年」を「あつては二十年」に改め、同項第三号中「五万元」を「六万元」に改める。

第十九条第二項中「百分的百一十七・五」を「百分的百一十六・一五」に、「百分的百七・五」を「百分的百六・一五」に改め、同条第三項中「百分的百一十七・五」を「百分的百一十六・一五」に、「百分的七十一・五」を「百分的七十一・一五」に、「百分的百七・五」を「百分的百六・一五」に、「百分的六十一・五」を「百分的六十一・一五」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分的百七・五」を「百分的百六・一五」に、「百分的百一十七

・五」を「百分の百二十六・一・五」に改め、同項第一号中「百分の五十一・五」を「百分の五十一・一・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・一・五」に改める。

第十九条の六第二項中「八千円」を「八千六百円」に、「応じて」を「応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第三イの表の備考2中「、この」を「この」に、「7,700円を」を「11,500円を、その等級が4級である職員の給料月額はこの表の額に3,800円を、」に改め、別表第二ロの表の備考2中「、この」を「この」に、「7,500円を」を「11,500円を、その等級が4級である職員の給料月額はこの表の額に4,000円を、」に改める。

(岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第二条 岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「一百九十円」を「六百円」に改める。

第二十八条中「次の各号に掲げる職員」を「県営食肉地方卸売市場又は県営と畜場に勤務する職員で、県営食肉地方卸売市場又は県営と畜場の管理その他の業務に従事するもの」に改め、「当該各号に定めるところにより」を削り、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の手当の額は、在勤一月につき一万八千円（事務職員にあつては一万七千円）とする。

第三十二条中「次の各号に掲げる職員に対して、当該各号に定めるところにより」を「動物愛護センターに勤務する職員が、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の規定に基づく犬の捕獲又は処分の作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときに」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の手当の額は、作業一につき五百六十円とする。

(岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第四条 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和二十二年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「のうち、」を「その他の」に改め、「認められる」の下に「者として人事委員会規則で定める」を加える。

別表第一を次のように改める。

(省略)

第五条 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「八千円」を「八千六百円」に、「応じて」を「応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

別表第一の備考2中「、この」を「この」に、「7,500円を」を「11,500円を、その等級が4級である職員の給料月額はこの表の額に4,000円を、」に改める。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第六条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百一十五」を「百分の百一十七・五」に、「百分の百七十一・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第七条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百一十七・五」を「百分の百一十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第八条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「教頭」を「教頭並びに指導改善研修被認定者（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第二条第一項に規定する指導改善研修被認定者をいう。第六条第一項において同じ。）」に、「第四項」を「第三項」に、「百分の四」を「百分の十」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「給与条例」を「岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。次条第一号及び附則第二項において「給与条例」という。）」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項中「者」を「者及び指導改善研修被認定者」に改める。

附則第二項中「第二項の」を「第三項の」に、「以下「給与条例」という。」附則第十項」を「第三項、次条第一号及び附則第二項において「給与条例」という。」附則第十項」に、「同条第二項」を「同条第二項」に、「以下「給与条例」という。」」を「次条第一号及び附則第二項において「給与条例」という。」に改め、「「給料月額」とあるのは「給料月額と給与条例附則第十項、第十四項又は第十五項の規定による給料の額との合計額」と」を削る。

附則に次の二項を加える。

3 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八

令和十二年一月一日から同年十一月三十一日まで 百分の九

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第九条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「399,000」を「412,000」に、「447,000」を「462,000」に、「499,000」を「515,000」に、「562,000」を「581,000」に、「641,000」を「662,000」に、「747,000」を「772,000」に、「871,000」を「900,000」に改める。

第八条第二項中「百分の百一十五」を「百分の百一十七・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十」に改める。

第十条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「百分の百一十七・五」を「百分の百一十六・一五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十六・一五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・一五」に、「百分の九十」を「百分の八十八・七五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第十二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「421,000」を「435,000」に、「482,000」を「498,000」に、「545,000」を「563,000」に、「628,000」を「649,000」に、「729,000」を「753,000」に、「831,000」を「858,000」に改め、同条第一項の表中「353,000」を「365,000」に、「389,000」を「402,000」に、「417,000」を「431,000」に改める。

第六条第一項中「百分の百一十五」を「百分の百一十七・五」に、「百分の百七十一・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第十二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「百分の百一十七・五」を「百分の百一十六・一五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

(岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第十三条 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「百分の百一十五」を「百分の百一十七・五」に改める。

第十条第一項中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

別表中「一、五九〇円」を「一、六五〇円」に、

一、七〇〇円	一、七八〇円	一、六九〇円

「一、七八〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八七〇円」に改める。

第十四条 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「百分の百一十七・五」を「百分の百一十六・一五」に改める。

第十条第一項中「百分の百七・五」を「百分の百六・一五」に改める。

(岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第十五条 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例(令和元年岡山県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「百分の百一十五」を「百分の百一十七・五」に改める。

第十八条第一項中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

別表中「一五七、六〇〇円」を「一六八、〇〇〇円」に、「一七六、六〇〇円」を「一八八、一〇〇円」に、「一七五、九〇〇円」を「一八七、四〇〇円」に、「一七三、七〇〇円」を「一八六、一〇〇円」に、「三五七、一〇〇円」を「一七一、九〇〇円」に、「一五一、七〇〇円」を「一六七、七〇〇円」に、「一九一、四〇〇円」を「一〇一、七〇〇円」に改める。

第十六条 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「百分の百一十七・五」を「百分の百一十六・一五」に改める。

第十八条第一項中「百分の百七・五」を「百分の百六・一五」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条(岡山県職員給与条例第十九条の六第二項、別表第三イの表の備考2及び別表第三ロの表の備考2の改正規定に限る。)、第五条及び第八条並びに附則第六項の規定は令和八年一月一日から、第二条(同条例第十九条の六第二項、別表第三イの表の備考2及び別表第三ロの表の備考2の改正規定を除く。)、第三条、第七条、第十条、第十二条、第十四条及び第十六条の規定は同年四月一日から施行する。

(適用)

- 2 第一条の規定による改正後の岡山県職員給与条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)(

第十九条第一項及び第二項並びに第十九条の四第一項を除く。) の規定、第四条の規定による改正後の岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例(以下「改正後の教職員の給与条例」という。)の規定、第九条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第七条第一項の規定、第十二条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)第五条第一項及び第二項の規定、第十三条の規定による改正後の岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の短時間会計年度任用職員条例」という。)別表の規定並びに第十五条の規定による改正後の岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。)別表の規定は令和七年四月一日から、改正後の職員給与条例第十九条第二項及び第三項並びに第十九条の四第二項の規定、第六条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等の給与条例」という。)の規定、改正後の任期付職員条例第八条第二項の規定、改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定、改正後の短時間会計年度任用職員条例第九条第二項及び第十条第一項の規定並びに改正後の会計年度任用職員条例第十七条第一項及び第十八条第二項の規定は同年十一月一日から適用する。

(令和七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 令和七年四月一日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の岡山県職員給与条例(以下「改正前の職員給与条例」という。)又は第四条の規定による改正前の岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例(以下「改正前の教職員の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する等級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の職員給与条例又は改正後の教職員の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

(施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和八年三月三十一日までの間において、改正後の職員給与条例又は改正後の教職員の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する等級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与条例又は改正前の教職員の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与条例又は改正後の教職員の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内訳)

5 改正後の職員給与条例、改正後の教職員の給与条例、改正後の知事等の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の短時間会計年度任用職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例(以下「改正後条例等」と総称する。)の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与条例、改正前の教職員の給与条例、第六条の規定による改正前の知事等の給与及び旅

費に関する条例、第九条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第十二条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第十三条の規定による改正前の岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例又は第十五条の規定による改正前の岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後条例等の規定による給与の内扱とみなす。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 令和八年一月一日前に教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて同日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定による教職調整額並びに岡山県職員給与条例の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第八条の規定による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(人事委員会への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるものほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 改正理由

令和七年十月六日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料月額、初任給調整手当の最高支給限度額及び支給期間、通勤手当の額、宿直手当の最高支給限度額、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに義務教育等教員特別手当の最高支給限度額を改定する等所要の改正を行う必要がある。

岡山県職員給与条例新旧対照表（第一条関係）

	新	旧
	（初任給調整手当）	（初任給調整手当）
第八条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下この項において「支給開始月」という。）から、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては五年以内の期間、支給開始月（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、支給開始月から人事委員会規則で定める期間を経過した月）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。	第八条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下この項において「支給開始月」という。）から、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては五年以内の期間、支給開始月（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、支給開始月から人事委員会規則で定める期間を経過した月）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。	
一 行政職給料表の適用を受ける医師又は歯科医師である職員の職及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額	四十一万七千六百円	四十一万六千六百円
二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額	五万二千百円	五万二千百円
三・四略		
2・3略		
（通勤手当）		
第十一条 1略		
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定		
第十二条 1略		
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定		

める額とする。

一 略

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（第十一条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 略

ロ イに掲げる職員以外の職員 次の表の上欄に掲げる自動車等の使用距離（通勤のため一般に利用できる最短の経路による距離をいう。）の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表下欄に定める額

自 動 車 等 の 使 用 距 離	金 額
満 片道十キロメートル以上十五キロメートル未 満	七、三〇〇円
片道十五キロメートル以上二十キロメートル未 滿	一〇、四〇〇円
片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未 滿	一三、五〇〇円
片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未 滿	一六、六〇〇円
片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未 滿	一九、七〇〇円

める額とする。

一 略

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（第十一条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 略

ロ イに掲げる職員以外の職員 次の表の上欄に掲げる自動車等の使用距離（通勤のため一般に利用できる最短の経路による距離をいう。）の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表下欄に定める額

自 動 車 等 の 使 用 距 離	金 額
満 片道十キロメートル以上十五キロメートル未 滿	七、一〇〇円
片道十五キロメートル以上二十キロメートル未 滿	一〇、〇〇〇円
片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未 滿	一二、九〇〇円
片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未 滿	一五、八〇〇円
片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未 滿	一八、七〇〇円

片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満  
片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満  
片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満  
片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満  
片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満  
片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満  
片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満  
片道七十キロメートル以上七十五キロメートル未満  
片道七十五キロメートル以上八十キロメートル未満  
片道八十五キロメートル以上八十五キロメートル未満  
片道八十五キロメートル以上九十キロメートル未満  
片道九十五キロメートル以上百キロメートル未満

二三、八〇〇円	二五、九〇〇円	二九、一〇〇円	三一、三〇〇円	三五、五〇〇円	三八、七〇〇円	四一、一〇〇円	四五、七〇〇円	四九、一〇〇円	五六、二〇〇円	五二、七〇〇円	五九、六〇〇円	六三、〇〇〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満
片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満
片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満
片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満
片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満
片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満
片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満
片道七十キロメートル以上七十五キロメートル未満
片道七十五キロメートル以上八十キロメートル未満
片道八十五キロメートル以上八十五キロメートル未満
片道八十五キロメートル以上九十キロメートル未満
片道九十五キロメートル以上百キロメートル未満

二一、六〇〇円	二四、四〇〇円	二六、八〇〇円	二九、一一〇〇円
三一、六〇〇円	三四、〇〇〇円	三六、四〇〇円	三八、八〇〇円
四一、一一〇〇円	四三、六〇〇円	四六、〇〇〇円	四八、四〇〇円
五〇、八〇〇円			

未満

片道百キロメートル以上

六六、四〇〇円

未満

片道百キロメートル以上

五三、二〇〇円

三  
略  
3～9略

(宿日直手当)

第十八条の二 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千七百円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、七千七百円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は七千五十円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、一万一千五百五十円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、二万三千五百円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

3 略

(期末手当)

第十九条 1 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第十九条の四第二項第一号及び第二号において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百七・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当

三  
略  
3～9略

(宿日直手当)

第十八条の二 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千四百円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、七千四百円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は六千六百円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、一万一千百円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、二万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

3 略

(期末手当)

第十九条 1 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第十九条の四第二項第一号及び第二号において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の

該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4～6略

(勤勉手当)

第十九条の四 1略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十七・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の六十二・五）を乗じて得た額の総額

3～5略

在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の六十」とする。

4～6略

(勤勉手当)

第十九条の四 1略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十（特定幹部職員にあつては、百分の六十）を乗じて得た額の総額

3～5略

岡山県職員給与条例新旧対照表（第二条関係）

	新	旧
(初任給調整手当)		
第八条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下この項において「支給開始月」という。）から、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては二十年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては五年以内の期間、支給開始月（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、支給開始月から人事委員会規則で定める期間を経過した月）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。		
一・二略		
三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額	六万円	
四 略		
(期末手当)		
第十九条 1 略		
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十六・二五（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第十九条の四第二項第一号及び第二号において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百六・二五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当		
(初任給調整手当)		
第八条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下この項において「支給開始月」という。）から、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては五年以内の期間、支給開始月（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、支給開始月から人事委員会規則で定める期間を経過した月）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。		
一・二略		
三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額	五万円	
四 略		
(期末手当)		
第十九条 1 略		
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第十九条の四第二項第一号及び第二号において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百七・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当		

る当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。

4～6略

(勤勉手当)

第十九条の四 1略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百六・二五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十六・二五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十一・二五（特定幹部職員にあつては、百分の六十一・二五）を乗じて得た額の総額

3～5略

(義務教育等教員特別手当)

第十九条の六 1略

該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4～6略

(勤勉手当)

第十九条の四 1略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十七・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の六十二・五）を乗じて得た額の総額

3～5略

(義務教育等教員特別手当)

第十九条の六 1略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千六百円を超えない範囲内に、等級及び号組（定年前再任用短時間勤務職員においては、等級）の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性や他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。

○～の略

別表第三 教育職給料表（第二条関係）

イ 教育職給料表（一）

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、その等級が4級である職員の給料月額はこの表の額に3,800円を、それぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

略

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,700円を、それぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、その等級が4級である職員の給料月額はこの表の額に4,000円を、それぞれ加算した額とする。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例新旧対照表（第三条関係）

新	旧
<p>(精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第十条 精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる職員に対して、当該各号に定めるところにより支給する。</p> <p>一 略</p> <p>二 保健所に勤務する職員で、精神障害者又は精神障害の疑いのある者（以下この号において「精神障害者等」という。）の調査（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十七条第一項の調査及び同条第二項の診察の必要性の有無を判定するための調査で、精神障害者等の家庭を訪問し、精神障害者等に面接して行うものに限る。）、鑑定（同条第一項及び第二項並びに同法第二十九条の二第一項の診察をいう。以下この号において同じ。）、鑑定の立会い又は移送の業務に従事したもの 勤務一日につき 六百円</p>	<p>(精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第十条 精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる職員に対して、当該各号に定めるところにより支給する。</p> <p>一 略</p> <p>二 保健所に勤務する職員で、精神障害者又は精神障害の疑いのある者（以下この号において「精神障害者等」という。）の調査（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十七条第一項の調査及び同条第二項の診察の必要性の有無を判定するための調査で、精神障害者等の家庭を訪問し、精神障害者等に面接して行うものに限る。）、鑑定（同条第一項及び第二項並びに同法第二十九条の二第一項の診察をいう。以下この号において同じ。）、鑑定の立会い又は移送の業務に従事したもの 勤務一日につき 二百九十四円</p>
<p>(食肉地方卸売市場等勤務職員の特殊勤務手当)</p> <p>第二十八条 食肉地方卸売市場等勤務職員の特殊勤務手当は、県営食肉地方卸売市場又は県営と畜場に勤務する職員で、県営食肉地方卸売市場又は県営と畜場の管理その他の業務に従事するものに対して支給する。</p>	<p>(食肉地方卸売市場等勤務職員の特殊勤務手当)</p> <p>第二十八条 食肉地方卸売市場等勤務職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる職員に対して、当該各号に定めるところにより支給する。</p> <p>一 県営食肉地方卸売市場又は県営と畜場に勤務する職員で、県営食肉地方卸売市場又は県営と畜場の管理その他の業務に従事するもの 在勤一日につき 二万八千円（事務職員にあつては二万七千円）</p> <p>二 食肉衛生検査所に勤務する職員で、専ら獸畜のと殺又は解体の検査等の業務に従事するもの 在勤一日につき 二万八千円</p>
2 前項の手当の額は、在勤一月につき二万八千円（事務職員にあつては	

二万七千円）とする。

（狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当）

第三十二条 狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当は、動物愛護センターに勤務する職員が、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の規定に基づく犬の捕獲又は処分の作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業一日につき五百六十円とする。

（狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当）

第三十二条 狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる職員に対して、当該各号に定めるところにより支給する。

一 動物愛護センターに勤務する職員で、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の規定に基づく犬の捕獲又は処分の作業（次号において「犬の捕獲等の作業」という。）に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるもの 在勤一月につき 一万九千円

二 前号に掲げる職員以外の職員で、犬の捕獲等の作業に従事したもの 作業一日につき 五百六十円

岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例新旧対照表（第四条関係）

		新
第五条 1 略	第五条 1 略	旧
<p>2 新たにへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等で人事委員会が指定する学校等に該当することとなつた学校等に勤務する県費負担教職員その他の前項の規定による手当を支給される県費負担教職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定める県費負担教職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、へき地手当に準ずる手当を支給する。</p> <p>3 略</p>	<p>2 新たにへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等で人事委員会が指定する学校等に該当することとなつた学校等に勤務する県費負担教職員のうち、前項の規定による手当を支給される県費負担教職員との権衡上必要があると認められる県費負担教職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、へき地手当に準ずる手当を支給する。</p> <p>3 略</p>	

岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例新旧対照表（第五条関係）

		新	旧
		(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第三条	1 略	第三条	1 略
	2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千六百円を超えない範囲内で、等級及び号給（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する職員にあつては、等級）の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。	2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、等級及び号給（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する職員にあつては、等級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。	
	3～5 略	3～5 略	
第七条	削除	(多学年学級担当手当)	
		第七条 県費負担教職員のうち、小学校、中学校又は義務教育学校の二以上の一の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する者で人事委員会の定めるものが当該学級における授業又は指導に従事したときは、特殊勤務手当として、多学年学級担当手当を支給する。	
	2 前項の手当の額は、勤務一日につき三百五十円以内で人事委員会規則で定める額とする。	2 前項の手当の額は、勤務一日につき三百五十円以内で人事委員会規則で定める額とする。	
別表第一（第二条関係）	小学校・中学校教育職員給料表	別表第一（第二条関係）	小学校・中学校教育職員給料表
	略		略
備考	1 略	備考	1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の  
給料月額はこの表の額に11,500円を、その等級が4級である職員の  
給料月額はこの表の額に4,000円を、それぞれ加算した額とする。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の  
給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

知事等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第六条関係）

<p>新</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第三条 1・2 略</p> <p>3 期末手当の額は、岡山県職員給与条例第十九条の規定の例により計算して得た額とする。ただし、同条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは、「百分の百七十七・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>旧</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第三条 1・2 略</p> <p>3 期末手当の額は、岡山県職員給与条例第十九条の規定の例により計算して得た額とする。ただし、同条第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百七十二・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>
--	--

知事等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第七条関係）

新	旧
<p>(その他の給与)</p> <p>第三条 1・2 略</p> <p>3 期末手当の額は、岡山県職員給与条例第十九条の規定の例により計算して得た額とする。ただし、同条第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは、「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第三条 1・2 略</p> <p>3 期末手当の額は、岡山県職員給与条例第十九条の規定の例により計算して得た額とする。ただし、同条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは、「百分の百七十七・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例新旧対照表（第八条関係）

新	旧
（義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等）	（義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等）
<p>第三条 義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者をいう。第六条第一項において同じ。）を除く。第三項及び附則第二項において同じ。）には、その者の給料月額の百分の十に相当する額の教職調整額を支給する。</p>	<p>第三条 義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。第四項及び附則第二項において同じ。）には、その者の給料月額の百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。</p>
<p>2  前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>3  義務教育諸学校等の教育職員については、岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。次条第一号及び附則第二項において「給与条例」という。）第十五条及び第十六条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>（義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第六条 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。以下この条において同じ。）については、正規</p>	<p>2  前項に規定する者が地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条第一項及び岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。）第二十条の二第一項に規定する休職を除く。）にされたときは、前項に規定する額からその者の給料月額の百分の二に相当する額を減じる。</p> <p>3  第一項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>4  義務教育諸学校等の教育職員については、給与条例第十五条及び第六条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>（義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第六条 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）については、正規の勤務時間（職員の勤務時</p>

の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号）第二条に規定する勤務時間をいう。以下この項及び次条において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、休日において正規の勤務時間中に勤務するものとすることを含む。次項において同じ。）を命じないものとする。

2・3略  
附則

（経過措置）

2 納入条例附則第十項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される義務教育諸学校等の教育職員に対する第三条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。第三項、次条第一号及び附則第二項において「給与条例」という。）附則第十項、第十四項又は第十五項の規定による給料の額との合計額」とし、同条第三項中「岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給料月額」とあるのは「給料月額と岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。）附則第十項、第十四項又は第十五項の規定による給料の額との合計額」とし、同条第二項中「岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」と、「給料月額」とあるのは「給料月額と給与条例附則第十項、第十四項又は第十五項の規定による給料の額との合計額」とする」とあるのは「給与条例」とする。

3 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで

百分の五

間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号）第二条に規定する勤務時間をいう。以下この項及び次条において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、休日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）を命じないものとする。

2・3略  
附則

（経過措置）

2 納入条例附則第十項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される義務教育諸学校等の教育職員に対する第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。）附則第十項、第十四項又は第十五項の規定による給料の額との合計額」とし、同条第三項中「岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。）附則第二項中「岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。）」とあるのは「給料月額」とあるのは「給料月額と給与条例附則第十項、第十四項又は第十五項の規定による給料の額との合計額」とする。

令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで
百分の九	百分の八	百分の七	百分の六

一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第九条関係）

新

（給与の特例）

第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号に規定する地方公営企業に勤務する一般職に属する職員をいう。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	円 412,000
2	462,000
3	515,000
4	581,000
5	662,000
6	772,000
7	900,000

旧

（給与の特例）

第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号に規定する地方公営企業に勤務する一般職に属する職員をいう。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	円 399,000
2	447,000
3	499,000
4	562,000
5	641,000
6	747,000
7	871,000

第八条 1 略

（給与条例の適用除外等）

2 ～ 4 略

第八条 1 略

（給与条例の適用除外等）

2 ～ 4 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第三条、第十八条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項、第十九条第二項並びに第十九条の四第二項第一号の規定の適用については、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号。以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項並びに第十八条の四第一項及

び第二項中「第八条の二第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の九十七・五」と、給与条例第十九条の四第二項第一号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の九十」とする。

び第二項中「第八条の二第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の九十五」と、給与条例第十九条の四第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第十条関係）

<p style="text-align: right;">（給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第八条</b> 1 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項及び第二項、第十九条第二項並びに第十九条の四第二項第一号の規定の適用については、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号。以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項並びに第十八条の四第一項及び第二項中「第八条の二第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の九十六・二五」と、給与条例第十九条の四第二項第一号中「百分の百六・二五」とあるのは「百分の八十八・七五」とする。</p>	<p style="text-align: right;">（給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第八条</b> 1 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項及び第二項、第十九条第二項並びに第十九条の四第二項第一号の規定の適用については、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号。以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項並びに第十八条の四第一項及び第二項中「第八条の二第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の九十七・五」と、給与条例第十九条の四第二項第一号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の九十」とする。</p>
--	---

## 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（第十一関係）

中「及び災害派遣手当」とあるのは「、災害派遣手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第五条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項並びに第十八条の四第一項及び第二項中「第八条の二第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」とする。

中「及び災害派遣手当」とあるのは「、災害派遣手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第五条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項並びに第十八条の四第一項及び第二項中「第八条の二第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（第十二条関係）

<p style="text-align: right;">新</p> <p style="text-align: right;">（給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第六条 1 略</b></p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第一条第一項、第三条、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項及び第二項並びに第十九条第二項の規定の適用については、給与条例第一条第一項中「及び災害派遣手当」とあるのは「、災害派遣手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第五条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項並びに第十八条の四第一項及び第二項中「第八条の二第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>	<p style="text-align: right;">旧</p> <p style="text-align: right;">（給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第六条 1 略</b></p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第一条第一項、第三条、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項及び第二項並びに第十九条第二項の規定の適用については、給与条例第一条第一項中「及び災害派遣手当」とあるのは「、災害派遣手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第五条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項並びに第十八条の四第一項及び第二項中「第八条の二第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」とする。</p>
---	--

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第十三条関係）

		新	旧
		(期末手当)	
第九条	1 略	第九条	1 略
2	期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2	期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
3 (5 略)	一〇四略	3 (5 略)	一〇四略
(勤勉手当)		(勤勉手当)	
第十条	1 略	第十条	1 略
2	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百七・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 (5 略)		3 (5 略)	
別表 (第三条関係)		別表 (第三条関係)	
事務職	職種	上限額	上限額
一、六五〇円		一、五九〇円	

備考 略	医療職 (三)	医療職 (二)	医療職 (一)	研究職	教育職 (二)	教育職 (一)
	一、八七〇円	一、六五〇円	二、二九〇円	一、七六〇円	一、七七〇円	一、七八〇円

備考 略	医療職 (三)	医療職 (二)	医療職 (一)	研究職	教育職 (二)	教育職 (一)
	一、八〇〇円	一、五六〇円	二、二〇〇円	一、六九〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第十四条関係）

	新	旧
第九条 1 略	(期末手当)	(期末手当)
第十条 1 略	(勤勉手当)	(勤勉手当)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百六・二五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十六・二五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一～四略 3～5略	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一～四略 3～5略
3～5 略		

岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第十五条関係）

		新	旧
		(期末手当)	(期末手当)
		第十七条 1 略	第十七条 1 略
事務職	職種	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
	上限額	3 (5 略)	3 (5 略)
		(勤勉手当)	(勤勉手当)
		第十八条 1 略	第十八条 1 略
事務職	職種	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百七・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
	上限額	3 (5 略)	3 (5 略)
		別表 (第三条関係)	別表 (第三条関係)
事務職	職種	二六八、〇〇〇円	二五七、六〇〇円

備考 略	医療職 (三)	医療職 (二)	医療職 (一)	研究職	教育職 (二)	教育職 (一)
	三〇三、七〇〇円	二六七、七〇〇円	三七一、九〇〇円	二八六、一〇〇円	二八七、四〇〇円	二八八、一〇〇円

備考 略	医療職 (三)	医療職 (二)	医療職 (一)	研究職	教育職 (二)	教育職 (一)
	二九一、四〇〇円	二五一、七〇〇円	三五七、二〇〇円	二七三、七〇〇円	二七五、九〇〇円	二七六、六〇〇円

岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第十六条関係）

	新	旧
第十七条 1 略	(期末手当)	(期末手当)
3 ～ 5 略	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十六・二五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一～四略	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一～四略
第十八条 1 略	(勤勉手当)	(勤勉手当)
3 ～ 5 略	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百六・二五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 ～ 5 略	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百七・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 ～ 5 略